

重要

新型コロナウイルス感染症の影響にともない帰国困難となっている技能実習満了予定者および特定活動で就労中の技能実習満了者への転職斡旋に対する当組合の対応について

東日本国際交流事業協同組合

代表理事 戸田 孝司

既にご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響にともない、技能実習期間が満了したにも関わらず、ただちに帰国できない、あるいは帰国後の隔離費用が自己負担になる等の理由により帰国を躊躇せざるを得ない状況が生じております。

当組合としては、技能実習生本人の希望を確認した上で、就労を希望する者については、在留資格を「特定活動（就労可）」に変更し、引き続き技能実習時の事業所で就労できるようにお世話しております。

昨今、経営悪化等を理由とした技能実習生の解雇が大きな社会問題となっておりますが、幸いにして当組合に技能実習生の監理を委託している組合員の皆様方におかれましては、そのような不安は一切なく、外国人を雇用する企業の社会的責任として帰国の日まで特定活動による就労を受け入れる件につき、ご理解を得ております。

こうした中、令和2年9月7日より、「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援」の対象者として「予定された技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて、帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難となった外国人」が追加されましたが、これを都合よく拡大解釈した登録支援機関等が、特定活動（就労可）の在留資格により技能実習で修得したのと異なる職業に転職して特定技能1号外国人の在留資格をめざすように勧める営業行為が後を絶ちません。

現在、当組合における技能実習満了者および満了予定者は、いずれも技能実習で修得した作業を含む特定産業分野に特定技能1号外国人として無試験で移行可能であり、当組合としても登録支援機関および無料職業紹介所を兼ねていることから、本人の希望があれば、就労をお世話可能な体制が整っております。

したがいまして、当組合といたしましては、特定技能1号外国人への移行をめざす場合に最大1年間認められる特定活動（就労可）の在留資格期限内で、特定技能1号評価試験に間違いなく合格できる保証がないにも関わらず、敢えて異業種に転職させることは、本人にとってもリスクが高いことから、認めることができないことをご理解ください。

当組合において特定活動で就労中の技能実習満了者の大半は、在留資格更新の際、出入国在留管理局から指定書によって『技能実習』の在留資格をもって（略）在留していた者が本邦の公私の機関との契約に基づいて引き続き当該機関において従前と同種の業務に従事する活動」という条件を課せられており、これまでと同じ技能実習実施者において技能実習時と同じ職種／作業に従事するよう、公的に指定されています。

また、これらの就労者は、特定活動での就労に当たって新たに締結した雇用契約に従う義務があるほか、当組合も技能実習生と同様、身元引受けについて責任を負い、帰国旅費の一義的負担を求められているのです。

当組合は、以上を無視した転職の目論みが発覚した場合、不適切な営業行為として、監督官庁への即時通報を励行しており、場合によっては損害賠償請求訴訟等の法的措置を含めた断固たる対応により外国人の保護に当たっておりますので、あらかじめご承知おき願います。

以上